

議案第 号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年（2025年）11月17日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例
執行機関の附属機関設置に関する条例（昭和41年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条の表市長の部宝塚市再生可能エネルギー推進審議会の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 執行機関の附属機関設置に関する条例(昭和41年条例第1号)新旧対照表
 (現行)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務	組織及び構成	
			委員総数	構成
市長	宝塚市再生可能エネルギー推進審議会	再生可能エネルギーの利用の推進についての重要な事項の調査、審議に関する事務	7人	知識経験者又は市長が適当と認める者 3人 市内の公共的団体等の代表者 1人 事業主を代表する者 1人 公募による市民 2人
	宝塚市景観審議会	宝塚市都市景観条例(平成24年条例第21号)第7条に規定する事項についての調査、審議に関する事務	10人(必要に応じ臨時委員を置く。)	知識経験者 8人 公募による市民 2人

(改正案)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務	組織及び構成	
			委員総数	構成
市長	宝塚市景観審議会	宝塚市都市景観条例(平成24年条例第21号)第7条に規定する事項についての調査、審議に関する事務	10人(必要に応じ臨時委員を置く。)	知識経験者 8人 公募による市民 2人

再生可能エネルギー推進審議会の環境審議会への統合について

1 再生可能エネルギー推進審議会設置の目的

福島原子力発電所の事故を契機に、持続可能なまちを目指して、地域で自立した再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の導入推進を図るため、平成 24 年に新エネルギー推進課を設置の上、翌年 9 月に再生可能エネルギー推進審議会（以下「再エネ審議会」という。）を設置した。

2 再エネ審議会の役割、実績

「宝塚市再生可能エネルギーの利用の推進に関する基本条例」の制定や「宝塚エネルギー2050 ビジョン」の策定など、本市の再エネ推進の黎明期において、その枠組みや仕組みなどの基盤構築に貢献するとともに、その後の施策の推進においても役割を果たしてきた。

3 状況の変化

これまで、再エネ施策は再エネ審議会、省エネルギー（以下「省エネ」という。）施策は環境審議会にて所管してきたが、再エネ審議会設置から 12 年が経過し、本市の再エネ推進の基盤は構築され、施策の方向が定まってきた。一方、社会では再エネの導入が一定進み、近年では脱炭素の潮流が生まれている。そのような状況の中、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、再エネと省エネを一体的に審議し、効果的に施策を進めていく必要が増してきた。

4 審議会の統合

再エネ審議会を令和 7 年度末で廃止し、令和 8 年度に環境審議会の下に、（仮称）脱炭素推進部会を設置することで、時代・社会の変化と課題に対応し、効果的な施策の推進、事務効率化及び経費削減を図る。詳細は次のとおり。

- ◆脱炭素の表裏である再エネと省エネの一体的な審議、効果的な施策の検討
- ◆第 2 次宝塚エネルギー2050 ビジョン・第 2 次宝塚市地球温暖化対策実行計画の進捗管理や改定における一体的な審議、計画の一本化
- ◆委員報酬の減額（環境審議会（仮称）脱炭素推進部会の委員数、開催回数は今後検討）
- ◆効率的な審議会事務局運営、職員の事務負担の軽減